ャリアコンサルタント協会」が、相談事業や職業訓練などを実施しています。

この事業の一環として、熊本県キャリアコンサルタント協会が1日無料相談会を実施します。ご本人だけでなく、ご家族からのご相談もお受けしますので、お気軽にご利用ください。

なお、協会事務局では、常時電話相談、メール相談を受け付けていますので、ご利用ください。

とき
10月28日(土)
午前10時～午後4時

ところ
高齢者等就業支援センター

対象
35歳までで現在仕事をされていない方及び家族等

問い合わせ先(相談受付)
NPO法人熊本県キャリアコンサルタント協会
☎096・382・7155
Eメール
sodan@kcck.or.jp

男女共同参画アドバイザーを派遣します

●熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課

熊本県では、事業所や各種団体が行う男女共同参画に関する研修会や講演会にアドバイザー(講師)を派遣しています。講師への謝金と旅費は県が負担します。セクハラ防止、DV(配偶者間の暴力)防止、女性の登用などに関する研修会等も対象になります。

男女共同参画で男女が共に暮らしやすい社会にしましょう。

問い合わせ先
熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課
☎096・333・2287

梅雨前線に伴う大雨による災害により被害を受けられた方へ

●住宅金融公庫南九州

住宅金融公庫では、7月4日からの梅雨前線に伴う大雨による災害で被害に遭われた方に対して、住宅の復旧に係る融資を行っています。

また、返済方法の変更などについてもご相談を承っていますので、現在ご返済中の金融機関または住宅金融公庫まで、お気軽にご相談ください。

災害復興融資に関する問い合わせ先
お客様コールセンター
☎0570・0860・35

現在ご返済中の公庫融資に関する問い合わせ先
南九州支店
☎096・387・3706

労働者個人と使用者の間のトラブル解決のお手伝いをします！

●熊本県労働委員会事務局

熊本県では、賃金カットや解雇など労働者と事業主との間におこるトラブル解決のお手伝いをしています。「話し合いに応じてもらえない」「できるだけ早く解決したい」そんな悩みをお持ちの方は、ぜひご利用ください。手続は簡単で、費用は一切かかりません。

問い合わせ先
熊本県労働委員会事務局
☎096・333・2753

車社会の必需品「自賠責保険(共済)」には加入済みですか？

●国土交通省　九州運輸局

自動車損害賠償責任保険(共済)は年間118万件もの交通事故の被害者の方に支払われていることをご存知でしょうか。

最近10年間で交通事故の死傷者数は約33％増加し、118万人以上の方が亡くなったり、負傷しています。

自賠責保険(共済)は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原動機付自転車を含むすべての自動車の保有者に加入が義務付けられている強制保険です。

自賠責保険(共済)の限度額は、交通事故の被害者に対する最低保障という考え方で決められており、死亡3,000万円、傷害120万円等となっています。実際の損害はこれを超えることもありますので、任意保険(共済)にも加入することをお勧めします。

なお、無保険(無共済)車の運行はドライバーの基本マナーに反するばかりでなく、罰則の対象にもなります。特に車検制度のないバイク、原動機付自転車は「期限切れ」「かけ忘れ」にご注意ください。

問い合わせ先
国土交通省九州運輸局　熊本運輸支局
☎096・369・3155

無料人権相談所を開設します

人権問題等でお困りの方はお気軽にご相談ください。
相談は無料で秘密は固く守られます。

とき
10月13日（金）午前10時～午後3時

ところ
中央公民館前　2階和室

相談員
法務局職員
人権擁護委員

問い合わせ先
熊本地方法務局
玉名支局
☎0968・72・2347

石綿による健康被害の救済に関する特別遺族給付金の請求

●熊本県労働局

▼平成13年3月26日以前に死亡された場合

①特別遺族給付金は、平成21年3月27日以降は請求できなくなります。

②特別遺族給付金(特別遺族年金)は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になります。

▼平成13年3月27日以降に死亡された場合

①労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となり、請求権は5年で消滅します。

②医学的資料については、法律上の保存年限(エックス線・CT等の検査記録は3年、カルテは5年)が定められていますので、早急に請求してください。

▼現在療養中の労働者の場合

石綿による疾病にり患し、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

救済給付との同時請求については、石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものなのか明らかでない場合には、労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

問い合わせ先
熊本県労働局
☎096・355・3186

引揚者のみなさまへ

●長崎税関三池税関支署

税関では、終戦後、外地から引き揚げて来られた方々からお預かりした通貨や証券類をお返ししています。

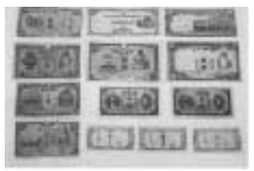

▼終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券など

▼外地の集結地で、総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

お預かりした通貨等の半数以上は返還のお申し出がなく、現在も税関に保管されたままになっています。

これらの返還については、ご本人だけでなく、ご家族の方も請求することができます。お心当たりの方は、お気軽に税関へお問い合わせください。

問い合わせ先
長崎税関監視部
☎0120・828・680

公民館にパソコンが設置されました

この度、住民の方への情報提供サービスとして、中央公民館と三加和公民館にパソコンが設置されました。ワードや情報検索、電子メールによる行政相談などができます。どうぞお気軽にご利用ください。

≪中央公民館≫

≪三加和公民館≫

問い合わせ先
中央公民館　☎0968・86・2022
三加和公民館　☎0968・34・3047